

証券コード 1824
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
前田建設工業株式会社
代表取締役社長 小 原 好 一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
当社 本店

場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第70期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.maeda.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎当日はノー・ネクタイの軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過および成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税により個人消費や生産で弱い動きが続いたものの、企業業績や雇用環境に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調にありました。

建設業界におきましては、公共投資は堅調さを維持し、住宅を除く民間投資も増加傾向にあった一方で、需給ひっ迫に伴い労務費が上昇するなど、一部に厳しさが残る経営環境が続きました。

このような状況のなかで、当社は、中期経営計画「Maeda STEP'13~'15」の重点施策である「コア事業での着実な利益確保」を推し進めるため、請負事業での受注力・施工力の強化に努めてまいりました。また、「新たな収益基盤の確立」を目指して、太陽光発電等の再生可能エネルギー事業や空港等を対象としたコンセッションに重点を置いた「脱請負」、トルコやベトナムにおいて現地企業との連携を重視した「グローバル化」にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比2.5%増の4,053億円余、営業利益は建設事業部門が堅調であったことにより109億円余となり、経常利益は152億円余となりました。また、当期純利益につきましては、連結子会社の固定資産売却益を計上したことにより、136億円余となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

[建設事業（建築事業および土木事業）]

当社グループの建設事業の売上高は前期比4.3%増の3,701億円余となり、セグメント利益につきましては、国内工事の完成工事利益率が向上し、前期比69.0%増の100億円余となりました。

当社グループの建設事業は、大半は当社が占めており、当社の受注高につきましては、建築事業は民間の大型工事受注が寄与し、前期比26.2%増の2,293億円余、土木事業は震災復旧・復興工事等の受注により前期比3.3%増の1,394億円余、受注高合計は前期比16.4%増の3,688億円余となりました。

なお、官民別比率は、官公庁工事34.2%、民間工事65.8%でございます。

当社の主な受注工事は次のとおりであります。

住友不動産(株)	(仮称)住友不動産三田一丁目ビル 計画新築工事	(東京都)
(株)山金、 (株)ヘルスケア・ジャパン	サンシティ立川昭和記念公園新築工事	(東京都)
国土交通省中部地方整備局	平成26年度 1号静清丸子藁科 トンネル西地区工事	(静岡県)
(独)国立病院機構 福岡東医療センター	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター 外来管理診療棟建替整備工事	(福岡県)
大分県	平成26年度 道改国第2号中津 3号トンネル工事(1工区)	(大分県)

当社の売上高（完成工事高）につきましては、建築事業が前期比6.5%増の2,062億円余、土木事業が前期比2.0%減の1,235億円余、売上高合計は前期比3.2%増の3,297億円余となりました。これにより手持工事高（次期繰越高）は前期比9.7%増の4,403億円余となっております。

当社の主な完成工事は次のとおりであります。

(株)ナック	(仮称) クリクラ本庄プラント新築工事 (埼玉県)
飯田橋駅西口地区 市街地再開発組合	飯田橋駅西口地区第一種市街地再開発事業 業務・商業棟および住宅棟新築工事 (東京都)
関西電力(株)	新黒部川第二発電所 放水路トンネル 付替工事およびこれに伴う除却工事 (富山県)
公立学校共済組合	公立学校共済組合九州中央病院 新病棟新築工事他 (福岡県)
セイロン電力庁	アッパーコトマレ水力発電準備 工事 (LOT-1) (スリランカ)

[不動産事業]

不動産事業は、土地・建物の賃貸や販売を中心に展開しておりますが、マンション販売戸数の減少等により、売上高は前期比72.0%減の28億円余となり、2億円余のセグメント損失となりました。

[その他事業]

その他事業は、建設資機材の製造販売業を中心にサービス業まで幅広く展開しており、連結子会社の業績向上により、売上高は前期比6.2%増の323億円余となり、セグメント利益につきましては12億円余となりました。

[当社の部門別受注高・売上高および次期繰越高]

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	計	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築事業	213,547	229,336	442,884	206,246	236,637
	土木事業	187,697	139,481	327,178	123,508	203,670
	小 計	401,244	368,818	770,062	329,755	440,307
不動産事業	243	1,394	1,638	1,504	133	
合 計	401,488	370,212	771,701	331,259	440,441	

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は81億円余であります。このうち主なものは工事用機械購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金調達につきましては、当社において平成26年9月4日に第22回無担保社債（5年債）100億円を発行いたしました。また、主要取引金融機関と総額200億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、業務提携を行っている持分法適用の関連会社であります東洋建設株式会社の普通株式を平成27年3月に2,900千株取得いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外景気が下振れするリスクはあるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、輸出や生産の持ち直しが期待されるとともに、原油価格下落の影響からも、国内景気は緩やかに回復していくものと予想されます。

建設業界におきましては、労務需給や資材価格の動向に引き続き注視を要しますが、公共投資は弱い動きとなるものの民間投資は企業収益の改善等により増加が見込まれ、受注環境は底堅く推移するものと予測されます。

このような状況のなかで、当社は、平成25年度からの中期経営計画「Maeda STEP'13~'15」の基本理念である「社会に提供する価値を持続的に拡大する企業となる」のもと、重点施策を全社一丸となって推進し、請負事業では更なる利益確保に向けて、ITを用いた生産性向上の技術開発を推し進めるとともに、持続的な成長に向けての新たな収益基盤を確立するため、「脱請負」「グローバル化」「環境経営」に取り組み、更なる社業の発展に努力を重ねる所存でございます。

2. 財産および損益の状況の推移

(1) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第67期	第68期	第69期	第70期 (当期)
売 上 高 (百万円)	313,327	369,157	395,572	405,376
当 期 純 利 益 (百万円)	3,197	△5,271	9,265	13,603
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	18.07	△29.74	52.27	76.74
総 資 産 (百万円)	373,949	394,633	411,396	428,229
純 資 産 (百万円)	121,158	121,557	128,904	158,477

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第67期	第68期	第69期	第70期 (当期)
受 注 高 (百万円)	293,340	309,670	320,826	370,212
売 上 高 (百万円)	259,013	301,197	323,865	331,259
当 期 純 利 益 (百万円)	1,664	△8,611	5,486	7,280
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	8.99	△46.53	29.64	39.33
総 資 産 (百万円)	317,021	341,038	351,233	363,270
純 資 産 (百万円)	93,288	89,996	100,115	118,808

3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 前 田 製 作 所	百万円 3,160	% 43.04	建設機械の製造、販売、 レンタル
株 式 会 社 J M	百万円 350	100.00	建物・設備の点検、診断、 修繕、改修、改装
フ ジ ミ 工 研 株 式 会 社	百万円 250	50.00	コンクリート二次製品の 設計、製造、販売
株 式 会 社 エ フ ビ ー エ ス	百万円 100	75.00	建築物のリニューアルお よびビルメンテナンス
正 友 地 所 株 式 会 社	百万円 50	98.80	プロパティマネジメント 事業
株 式 会 社 ミ ヤ マ 工 業	百万円 25	74.20	地盤改良、各種のボーリ ングに関する工事の請負
Thai Maeda Corporation Ltd.	千パーツ 20,000	45.01	建設全般の請負、計画、 設計、コンサル業務
匿名組合青海シーサイドプロジェクト	百万円 —	—	不動産賃貸事業

- (注) 1. 匿名組合青海シーサイドプロジェクトは、子会社が出資し実質支配しているため、連結子会社としています。
2. 平成26年10月1日をもって、フジミビルサービス株式会社は株式会社エフビーエスへ社名変更いたしました。

4. 主要な事業内容

当社グループは、建設事業、不動産事業およびそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

建設事業の主要会社である当社は、建設業法により、特定建設業者「(特-24)第2655号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、当社は宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者「(9)第41021号」として東京都知事免許を受けております。

5. 主要な営業所等

(1) 当 社

本 店：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

光が丘本社（東京都練馬区）

支 店：北海道支店（札幌市） 中部支店（名古屋市）

東北支店（仙台市） 関西支店（大阪市）

関東支店（さいたま市） 中国支店（広島市）

東京建築支店（東京都千代田区）九州支店（福岡市）

東京土木支店（東京都千代田区）香港支店（中国）

北陸支店（富山市）

出張所：バンコック（タイ）、プノンペン（カンボジア）、台湾（台湾）、スリランカ（スリランカ）、米国（米国）、ヤンゴン（ミャンマー）、ジャカルタ（インドネシア）、メキシコ（メキシコ）

駐在員事務所：ハノイ（ベトナム）

技術研究所（東京都練馬区）

(2) 主要な子会社

株式会社前田製作所（長野県長野市）

株式会社J M（東京都千代田区）

フジミ工研株式会社（埼玉県比企郡滑川町）

株式会社エフビーエス（東京都中央区）

正友地所株式会社（東京都江東区）

株式会社ミヤマ工業（東京都千代田区）

Thai Maeda Corporation Ltd.（タイ）

匿名組合青海シーサイドプロジェクト（東京都江東区）

6. 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	名
建築事業	2,021	24
土木事業	1,201	9
不動産事業	24	△2
その他事業	596	2
全社（共通）	67	△6
合計	3,909	27

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
2,821	25	43.8	18.7

7. 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	17,577
株式会社三井住友銀行	11,223

8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況

1. 株式に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 635,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 185,213,602株 |
| (3) 株主数 | 8,909名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
光 が 丘 興 産 株 式 会 社	24,311	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,935	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,479	4.6
前 田 道 路 株 式 会 社	7,900	4.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,100	2.8
前 田 建 設 工 業 社 員 持 株 会	4,617	2.5
J U N I P E R	4,399	2.4
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,150	2.2
住 友 不 動 産 株 式 会 社	3,885	2.1
C B N Y D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	3,597	1.9

(注) 持株比率は自己株式（126,727株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等に関する事項

平成25年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要

発行日	平成25年9月13日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,706,480株 (行使請求に係る本社債の額面金額合計額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)
転換価額	当初 787円
新株予約権の行使期間	平成25年9月27日から平成30年8月30日の銀行営業終了時(ジュネーブ時間)
新株予約権付社債の残高	10,034百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 原 好 一	執行役員社長
取締役副会長	江 尻 正 義	
代表取締役副社長	福 田 幸二郎	執行役員副社長、経営管掌、安全管掌 株式会社前田製作所 社外取締役
取 締 役	柿 沼 昭 彦	専務執行役員、海外事業本部長
取 締 役	前 田 操 治	専務執行役員、営業管掌
取 締 役	永 尾 眞	専務執行役員、事業戦略管掌
取 締 役	早 坂 善 彦	専務執行役員、建築事業本部長
取 締 役	関 本 昌 吾	専務執行役員、営業企画担当 吹越台地風力開発株式会社 代表取締役社長
取 締 役	荘 司 利 昭	専務執行役員、人事管掌、 C S R ・ 環境管掌、経営管理本部長
取 締 役	川 速 正 和	常務執行役員、東京建築支店長
取 締 役	足 立 宏 美	常務執行役員、土木事業本部長
取 締 役	半 林 亨	ユニチカ株式会社 社外監査役 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 株式会社大京 社外取締役
取 締 役	渡 邊 顯	成和明哲法律事務所 代表 弁護士 株式会社ファーストリテイリング 社外監査役 株式会社KADOKAWA・DWANGO 社外監査役 MS&ADインテアリスグループホールディングス株式会社 社外取締役 ダンロップスポーツ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	徳 井 豊	
常 勤 監 査 役	稲 津 俊 昭	
常 勤 監 査 役	和 田 秀 幸	
監 査 役	松 崎 勝	松崎法律事務所 所長 弁護士
監 査 役	佐 藤 元 宏	佐藤元宏事務所 所長 株式会社不二家 社外監査役

- (注) 1. 取締役半林 亨および取締役渡邊 顯の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役徳井 豊、監査役松崎 勝および監査役佐藤元宏の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役徳井 豊氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績ならびに財務および会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役半林 亨氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動

氏 名	重 要 な 兼 職	異動内容	異 動 年 月 日
福田 幸二郎	株式会社前田製作所 社外取締役	就 任	平成26年6月26日

(2) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	半 林 亨	当事業年度において25回開催された取締役会のうち23回に出席し、経験豊富な企業経営者として、業務執行の経営陣から独立した客観的視点で、経営全般に関する幅広い意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の妥当性を確保する提言を行っております。
取締役	渡 邊 顯	当事業年度において25回開催された取締役会のうち22回に出席し、弁護士としての専門的見地から、企業法務・経営全般に関する意見を適宜述べ、取締役会の意思決定の適正性を確保する提言を行っております。
監査役	徳 井 豊	当事業年度において25回開催された取締役会および15回開催された監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社の事業内容についての広い理解に基づいた意見を適宜述べ、当社グループ全体のガバナンスの強化および監査環境の改善を図る提言を行っております。
監査役	松 崎 勝	当事業年度において25回開催された取締役会のうち22回に、15回開催された監査役会のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、当社グループ全体の業務の適正性の確保について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	佐 藤 元 宏	当事業年度において25回開催された取締役会および15回開催された監査役会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、財務・会計に関する意見を適宜述べ、当社グループ全体の財務の適正性を確保する提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役半林 亨氏、取締役渡邊 顯氏、監査役松崎 勝氏および監査役佐藤元宏氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 払 人 数	支 給 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	377,990,000円 (30,720,000円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	71,760,000円 (39,960,000円)
合 計 (うち社外役員)	18名 (5名)	449,750,000円 (70,680,000円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額384百万円以内（うち社外取締役分年額33百万円以内）と決議いただいております。なお、使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第65回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度中に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役 11名 44百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	84百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	131百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Thai Maeda Corporation Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、海外における税務申告のための各種証明書発行業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

Ⅲ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として決議した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守ならびに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令および定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、社長を議長とする「CSR戦略会議」を設置し、CSR活動の現状の把握、評価と今後の方針について審議します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）について、文書管理規程および情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存および管理を行います。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「MAEDAリスク管理方針」およびリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、総合監査部が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守ならびに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「企業行動ヘルプライン・ホットライン」（内部相談・通報制度）を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

- (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催するなど、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人に対する指示の実効性の確保に努めるとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

- (8) 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反および不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直接的または間接的を問わず、直ちに監査役会に報告を行うものとします。なお、当社は、監査役への報告を行った当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人等に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止します。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じることとします。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は総合監査部と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

2. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務および事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針(以下、「現対応方針」といいます。)を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることがあります。

(3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様に必要な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(428,229)	(負債の部)	(269,751)
流動資産	235,801	流動負債	176,441
現金預金	26,252	工事未払金等	86,211
受取手形・完成工事未収入金等	143,993	短期借入金	14,213
有価証券	144	1年内償還予定の社債	10,000
販売用不動産	2,210	未払金	3,074
商品及び製品	757	未払法人税等	2,737
未成工事支出金	24,278	未成工事受入金	34,720
開発事業等支出金	9,350	修繕引当金	378
材料貯蔵品	749	賞与引当金	2,601
繰延税金資産	284	役員賞与引当金	98
その他	27,872	完成工事補償引当金	1,383
貸倒引当金	△92	工事損失引当金	3,815
固定資産	192,427	その他	17,207
有形固定資産	55,301	固定負債	93,310
建物・構築物	16,057	社債	15,000
機械・運搬具・工具・器具備品	9,197	転換社債型	
土地	28,752	新株予約権付社債	10,034
リース資産	1,286	長期借入金	30,639
建設仮勘定	7	繰延税金負債	13,656
無形固定資産	969	退職給付に係る負債	19,246
投資その他の資産	136,157	その他	4,733
投資有価証券	129,187	(純資産の部)	(158,477)
長期貸付金	4,251	株主資本	126,343
破産更生債権等	4,055	資本金	23,454
繰延税金資産	152	資本剰余金	31,714
その他	4,676	利益剰余金	73,605
貸倒引当金	△6,165	自己株式	△2,432
資産合計	428,229	その他の包括利益累計額	26,449
		その他有価証券評価差額金	31,541
		為替換算調整勘定	34
		退職給付に係る調整累計額	△5,125
		少数株主持分	5,684
		負債純資産合計	428,229

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		405,376
売上原価		372,099
売上総利益		<u>33,277</u>
販売費及び一般管理費		22,298
営業利益		<u>10,978</u>
営業外収益		
受取利息配当金	1,087	
為替差益	659	
持分法による投資利益	3,927	
その他の	<u>294</u>	5,968
営業外費用		
支払利息	1,181	
その他の	<u>488</u>	<u>1,669</u>
経常利益		<u>15,277</u>
特別利益		
固定資産売却益	2,628	
投資有価証券売却益	481	
その他の	<u>64</u>	3,174
特別損失		
投資有価証券評価損	90	
減損損失	529	
その他の	<u>180</u>	<u>800</u>
税金等調整前当期純利益		<u>17,650</u>
法人税、住民税及び事業税		3,559
法人税等調整額		△249
少数株主損益調整前当期純利益		<u>14,340</u>
少数株主利益		737
当期純利益		<u>13,603</u>

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) (単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	23,454	31,714	59,393	△2,429	112,134
会計方針の変更による 累積的影響額			1,849		1,849
会計方針の変更を反映 した当期首残高	23,454	31,714	61,243	△2,429	113,984
当連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当			△1,240		△1,240
当 期 純 利 益			13,603		13,603
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 連 結 会 計 年 度 中 の 計 変 動 額 合 計	-	-	12,362	△2	12,359
当 期 末 残 高	23,454	31,714	73,605	△2,432	126,343

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	19,876	△19	△7,642	12,214	4,555	128,904
会計方針の変更による 累積的影響額						1,849
会計方針の変更を反映 した当期首残高	19,876	△19	△7,642	12,214	4,555	130,754
当連結会計年度中の 変 動 額						
剰余金の配当						△1,240
当 期 純 利 益						13,603
自己株式の取得						△2
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	11,664	54	2,516	14,235	1,129	15,364
当 連 結 会 計 年 度 中 の 計 変 動 額 合 計	11,664	54	2,516	14,235	1,129	27,723
当 期 末 残 高	31,541	34	△5,125	26,449	5,684	158,477

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称 (株)前田製作所、(株)エフビーエス

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称 (株)ジェイシティー

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社 1社

関連会社 4社

持分法適用の非連結子会社の名称

(株)ジェイシティー

持分法適用の主要な関連会社の名称

前田道路(株)、東洋建設(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス、神大病院パーキングサービス(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 販売用不動産、商品及び製品、開発事業等支出金、材料貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、一部の連結子会社では、一部資産を生産高比例法によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

② 修繕引当金

重機種類の大修繕に備えて、当連結会計年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を引当て計上している。

④ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を引当て計上している。

⑤ 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上している。

⑥ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

(8) 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっている。

(10) のれんの償却方法及び償還期間

金額に重要性がある場合には、5年間の均等償却とし、重要性が乏しい場合は、当連結会計年度の費用として一括処理している。

(11) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 会計処理基準に関する事項の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更している。また、一部の連結子会社では、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減

している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,923百万円減少し、利益剰余金が1,849百万円増加している。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微である。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記していた特別損失の「固定資産除却損」は、重要性を勘案し、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

なお、当連結会計年度の「固定資産除却損」は9百万円である。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

有価証券	100百万円
流動資産（その他）	126百万円
長期貸付金	1,710百万円
建物・構築物	765百万円
土地	388百万円
投資有価証券	3,169百万円
合計	6,259百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	5,224百万円
未払金	8百万円
長期借入金	639百万円
固定負債（その他）	235百万円
合計	6,108百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	71,746百万円
3. 保証債務額	
借入金に対する保証債務	1,435百万円
工事に対する入札・履行保証等債務	5,236百万円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式 185,213千株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
平成26年6月26日の第69回定時株主総会において、次のとおり決議している。
普通株式の配当に関する事項
 - (1) 配当金の総額 1,240百万円(注)
 - (2) 1株当たり配当額 7.0円
 - (3) 基準日 平成26年3月31日
 - (4) 効力発生日 平成26年6月27日
3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
平成27年6月24日開催予定の第70回定時株主総会において、次の議案が提出される。
普通株式の配当に関する事項
 - (1) 配当の原資 利益剰余金
 - (2) 配当金の総額 1,595百万円(注)
 - (3) 1株当たり配当額 9.0円
 - (4) 基準日 平成27年3月31日
 - (5) 効力発生日 平成27年6月25日

(注)配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額である。
4. 当連結会計年度末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 12,706千株

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に建設事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達している。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクにさらされているが、当該リスクに関しては、受注管理規程及び経理規程等に沿って、定期的に残高管理の実施及び取引先ごとの信用状況の把握を行うことにより、リスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクにさらされているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規則に従い、市場変動等のリスクを回避するために利用し投機的な取引は行わない方針である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	26,252	26,252	－
(2)受取手形・完成工事未収入金等	143,993	143,847	△145
(3)有価証券及び投資有価証券	120,360	125,392	5,031
資産計	290,606	295,491	4,885
(1)工事未払金等	86,211	86,211	－
(2)短期借入金	14,213	14,213	－
(3)社債（※1）	25,000	24,818	△181
(4)長期借入金	30,639	30,902	263
負債計	156,064	156,146	81
(1)デリバティブ取引(※2)	－	－	－

- (※1) 連結貸借対照表上の「1年内償還予定の社債」を含んでいる。
 - (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

負 債

(1) 工事未払金等、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 社債

これらの時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定している。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

(1) デリバティブ取引

為替予約取引によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額8,971百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 転換社債型新株予約権付社債(連結貸借対照表計上額10,034百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていない。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府などの全国主要都市を中心に、賃貸オフィスビルや賃貸複合施設等を所有している。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は406百万円、固定資産売却益は2,608百万円、減損損失は529百万円である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
30,891	△12,882	18,008	28,252

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な増加は、賃貸用オフィスビルの取得1,235百万円、減少は、賃貸用オフィスビルの売却13,324百万円、減損損失529百万円である。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	861円93銭
2. 1株当たりの当期純利益	76円74銭

Ⅷ. その他の注記

1. 受取手形裏書譲渡高	1,197百万円
受取手形流動化による譲渡高	2,291百万円
2. 金額の端数処理	
金額の百万円未満は、切捨て表示している。	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 本 千 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 理	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に

関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(363,270)	(負債の部)	(244,462)
流動資産	211,921	流動負債	159,307
現金預金	20,606	工事未払金	75,487
受取手形	586	短期借入金	8,588
完成工事未収入金	128,968	1年内償還予定の社債	10,000
有価証券	144	未払金	2,341
販売用不動産	2,210	未払法人税等	1,423
未成工事支出金	23,262	未成工事受入金	33,753
開発事業等支出金	9,350	預り金	14,430
材料貯蔵品	10	修繕引当金	311
工事関係立替金	11,382	賞与引当金	2,049
その他	15,408	役員賞与引当金	44
貸倒引当金	△10	完成工事補償引当金	1,275
固定資産	151,349	工事損失引当金	3,670
有形固定資産	45,034	従業員預り金	4,398
建物・構築物	13,202	その他	1,533
機械・運搬具	4,460	固定負債	85,155
工具・器具備品	593	社債	15,000
土地	26,633	転換社債型	10,034
リース資産	143	新株予約権付社債	30,000
無形固定資産	729	長期借入金	13,453
ソフトウェア	599	繰延税金負債	13,493
その他	129	退職給付引当金	3,173
投資その他の資産	105,586	その他	3,173
投資有価証券	78,458	(純資産の部)	(118,808)
関係会社株式	21,260	株主資本	88,467
長期貸付金	2,019	資本金	23,454
破産更生債権等	4,022	資本剰余金	31,579
長期前払費用	80	資本準備金	31,579
その他	4,169	利益剰余金	33,488
貸倒引当金	△4,424	利益準備金	4,552
資産合計	363,270	その他利益剰余金	28,936
		別途積立金	19,000
		繰越利益剰余金	9,936
		自己株式	△55
		評価・換算差額等	30,340
		その他有価証券評価差額金	30,340
		負債純資産合計	363,270

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) (単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		331,259
完 成 工 事 原 価		307,525
完 成 工 事 総 利 益		<u>23,734</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,554
営 業 利 益		<u>8,179</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	1,761	
為 替 差 益	673	
そ の 他	<u>180</u>	2,615
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,125	
そ の 他	<u>400</u>	1,526
経 常 利 益		<u>9,269</u>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	99	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	455	
そ の 他	<u>16</u>	571
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	90	
減 損 損 失	441	
そ の 他	<u>177</u>	709
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>9,131</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,851
当 期 純 利 益		<u>7,280</u>

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) (単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	23,454	31,579	31,579	4,552	15,000	6,456	26,008	△52	80,990
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						1,495	1,495		1,495
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	23,454	31,579	31,579	4,552	15,000	7,951	27,503	△52	82,485
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,295	△1,295		△1,295
別 途 積 立 金 の 積 立					4,000	△4,000	-		-
当 期 純 利 益						7,280	7,280		7,280
自 己 株 式 の 取 得								△2	△2
株主資本以外の項目の当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	4,000	1,984	5,984	△2	5,982
当 期 末 残 高	23,454	31,579	31,579	4,552	19,000	9,936	33,488	△55	88,467

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	19,124	19,124	100,115
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			1,495
会計方針の変更を反映 した 当 期 首 残 高	19,124	19,124	101,610
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,295
別 途 積 立 金 の 積 立			-
当 期 純 利 益			7,280
自 己 株 式 の 取 得			△2
株主資本以外の項目の当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	11,215	11,215	11,215
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	11,215	11,215	17,198
当 期 末 残 高	30,340	30,340	118,808

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成工事支出金
個別法による原価法
 - (2) 販売用不動産、開発事業等支出金、材料貯蔵品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっている。但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法によっている。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。また、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当て計上している。

(2) 修繕引当金

重機械類の大修繕に備えて、当事業年度までに負担すべき修繕見積額を引当て計上している。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を引当て計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を引当て計上している。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、過去の一定期間における実績に基づく引当額を計上している。

(6) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を引当て計上している。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を引当て計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分し

た額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、費用の減額処理している。

7. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益の計上については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理によっている。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっている。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

10. 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,495百万円減少し、利益剰余金が1,495百万円増加している。なお、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微である。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、区分掲記していた「短期貸付金」は、重要性を勘案し、当事業年度より「その他」に含めて表示している。

なお、当事業年度の「短期貸付金」は119百万円である。

損益計算書

前事業年度において、区分掲記していた特別損失の「固定資産除却損」は、重要性を勘案し、当事業年度より「その他」に含めて表示している。

なお、当事業年度の「固定資産除却損」は6百万円である。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	有価証券	100百万円
	流動資産（その他）	126百万円
	投資有価証券	298百万円
	関係会社株式	1,270百万円
	長期貸付金	1,710百万円
	合 計	3,505百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		52,104百万円
3. 保証債務額		
	借入金等に対する保証債務	1,679百万円
	工事に対する入札・履行保証等債務	5,250百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権		2,982百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	2,142百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	23,287百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	141百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 工事進行基準による完成工事高	306,891百万円
2. 完成工事高のうち関係会社に対する部分	1,954百万円
3. 完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	50,044百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	2,492百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当期末株式数
普通株式(注)	123千株	3千株	—	126千株

(注) 自己株式の増加3千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	5,132百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,375
たな卸資産等有税評価減	3,348
減損損失	2,907
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,430
工事損失引当金	1,201
投資有価証券有税評価損	1,047
その他	3,116
繰延税金資産小計	22,560
評価性引当金	△22,560
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△13,453
繰延税金負債合計	△13,453
繰延税金負債の純額	△13,453

2. 実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなった。これに伴い、繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となる。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は1,372百万円減少し、その他有価証券評価差額金が1,372百万円増加している。

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

子会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	㈱エフピーエス	100	建設業	(所有) 直接75.0	CMS取引	CMS取引 支払利息 (注1)	3,397 10	預り金	3,873
子 会 社	吹越台地風力 開発㈱	505	電気業	(所有) 直接60.0	建設工事の 受注	建設工事の受注 (注2)	10,838	未成工事 受入金	4,840
子 会 社	匿名組合五葉 山太陽光発電	—	電気業	—	建設工事の 受注	建設工事の受注 (注2)	6,402	未成工事 受入金	6,024
関連会社	光が丘興産㈱	1,054	商社	(所有) 直接23.8 (被所有) 直接13.2	工事資材の 購入	工事資材の購入 (注3)	33,963	工事 未払金	4,029
関連会社	東洋建設㈱	14,049	建設業	(所有) 直接20.2 (被所有) 直接 0.1	債務保証	債務保証 (注4)	4,993	—	—

(注1) CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)取引は、グループ企業の資金を一元管理するものである。取引金額については、期中における平均残高を記載している。利率は市場金利を勘案して合理的に決定している。

(注2) 取引金額その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっている。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて価格交渉し決定している。

(注4) 東洋建設㈱の工事に対する入札・履行保証等に対し、債務保証を行ったものである。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 641円91銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 39円33銭 |

Ⅷ. その他の注記

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 受取手形裏書譲渡高 | 1,066百万円 |
| 2. 金額の端数処理 | |
| 金額の百万円未満は、切捨て表示している。 | |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

前田建設工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大田原 吉 隆	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 本 千 人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 理	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前田建設工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算

書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役会が定めた監査役監査規程に従って当期の監査方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び総合監査部等内部監査部門並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査規程並びに当期の監査方針及び監査計画（職務の分担を含む。）に従い、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに総合監査部等内部監査部門その他の使用人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議及び稟議書類を閲覧し、本店、支店及び作業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し、検証しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役、執行役員等及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の調査を行いました。以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、各監査役は、職務の分担に応じて、会計書類及び決算関係資料を閲覧し、本店、支店及び作業所等において会計に関する事項を調査するほか、会計監査連絡会における報告、会計監査の立会等により、会計監査人新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視し、検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、同監査法人から、会社計算規則第131条の規定に基づき「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の監査の方法に基づいて、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、重大なものとして指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

前田建設工業株式会社監査役会

常勤社外監査役	徳	井	豊	Ⓔ
常勤監査役	稲	津	俊昭	Ⓔ
常勤監査役	和	田	秀幸	Ⓔ
社外監査役	松	崎	勝	Ⓔ
社外監査役	佐	藤	元宏	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置づけ、長期的な安定配当を維持するとともに、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に努め、業績動向等も勘案の上、利益配分を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当社の財務状況等を総合的に勘案し、1株につき前期に対して2円増額した9円といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金9円 総額1,665,781,875円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 7,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 7,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 業容の拡大と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第31条および第41条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>6. ～15. (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. <u>道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、廃棄物処理施設、駐車場その他の公共施設及びこれらに準ずる施設等の企画、設計、施工、監理、保有、譲渡、維持管理及び運営</u></p> <p>7. ～16. (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役13名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、新たに取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おぼら こういち 小原好一 (昭和24年6月22日生)	昭和47年4月 前田建設工業株式会社入社 平成15年11月 経営管理本部総合企画部長 平成17年4月 執行役員 平成19年1月 調達本部副本部長 平成19年6月 取締役 平成19年11月 調達本部長 平成20年6月 常務執行役員、経営管理本部長 平成21年4月 代表取締役社長、執行役員社長、現在に至る	15,000株
2	かく た こうじろう 福田幸二郎 (昭和25年3月31日生)	昭和48年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年6月 経営管理本部経理(現、財務)部長 平成12年6月 執行役員 平成14年4月 経営管理本部副本部長 平成14年6月 取締役 平成18年4月 常務執行役員、財務担当 平成19年1月 専務執行役員、経営管理本部長、調達本部長 平成20年6月 常務執行役員、財務管掌 平成21年4月 専務執行役員 平成21年4月 経営管掌、現在に至る 平成24年4月 執行役員副社長、現在に至る 平成25年4月 代表取締役 平成26年4月 代表取締役副社長、安全管掌、現在に至る 平成26年6月 株式会社前田製作所社外取締役、現在に至る	38,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
3	まえ だ そう じ 前 田 操 治 (昭和42年12月6日生)	平成9年4月 前田建設工業株式会社入社 平成12年4月 関東(現、東京建築)支店 副支店長 平成14年6月 取締役、現在に至る 平成14年6月 常務執行役員 平成16年6月 専務執行役員、現在に至る 平成16年11月 建築本部長 平成19年1月 TPMプロジェクトリーダー 平成20年6月 TPM担当、建築事業本部 営業推進担当 平成21年4月 飯田橋再開発PJ担当 平成22年1月 エネルギー管掌 平成23年4月 関西支店長 平成26年4月 営業管掌、現在に至る	80,706株
4	なが お まこと 永 尾 眞 (昭和28年12月27日生)	昭和52年4月 前田建設工業株式会社入社 平成13年10月 建築本部建築部長 平成16年4月 建築本部副本部長(施工担 当)、安全環境本部副本部長 執行役員 平成16年6月 常務執行役員 平成17年4月 取締役、現在に至る 平成18年6月 万科PJ担当、建築事業本 部長 平成20年6月 専務執行役員、現在に至る 平成23年4月 海外事業本部長 平成24年4月 事業戦略管掌、現在に至る 平成25年4月 海外管掌、現在に至る 平成27年4月	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 数
5	はや さか よし ひこ 早坂善彦 (昭和28年3月5日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成16年4月 東関東支店(現、千葉営業所)副支店長 平成17年4月 東関東支店長 平成19年1月 関東支店長 平成19年6月 執行役員 平成20年6月 常務執行役員、東京支店長 平成22年6月 取締役、現在に至る 平成23年4月 東京建築支店長 平成24年4月 専務執行役員、建築事業本部長、現在に至る	10,000株
6	せき もと しょう ご 関本昌吾 (昭和32年11月6日生)	平成15年6月 株式会社三井住友銀行静岡法人営業部長 平成17年6月 同行法人戦略営業第一部長 平成18年4月 同行投資銀行統括部長兼本店上席調査役株式会社三井住友フィナンシャルグループインベストメント・バンキング統括部長 平成20年4月 同行執行役員本店営業第一部長 平成23年4月 同行常務執行役員本店営業本部本店営業第三、第四、第六部担当 平成24年5月 前田建設工業株式会社顧問 平成24年6月 取締役、専務執行役員、営業企画担当、現在に至る 平成26年3月 吹越台地風力開発株式会社代表取締役社長、現在に至る	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
7	しょう じ とし あき 庄 司 利 昭 (昭和27年5月4日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成8年1月 関西支店品質保証部長 平成14年4月 経営管理本部総合企画部人事企画グループ担当部長 平成15年12月 経営管理本部人事部長 平成19年1月 執行役員 平成20年6月 経営管理本部副本部長、管理部長 平成20年6月 人事管掌、現在に至る 平成21年4月 経営管理本部長、現在に至る 平成22年4月 常務執行役員、CSR・環境担当 平成23年6月 取締役、現在に至る 平成25年4月 専務執行役員、CSR・環境管掌、現在に至る	8,000株
8	あ だち ひろ み 足 立 宏 美 (昭和30年4月15日生)	昭和53年4月 前田建設工業株式会社入社 平成16年4月 九州支店土木部長 平成22年10月 九州支店副支店長 平成23年4月 土木事業本部土木部長 平成24年4月 執行役員、土木事業本部副本部長 平成25年4月 常務執行役員 平成25年4月 土木事業本部長、現在に至る 平成25年6月 取締役、現在に至る 平成27年4月 専務執行役員、現在に至る	4,000株
9	かわ のべ まさ かず 川 速 正 和 (昭和29年11月1日生)	昭和48年4月 前田建設工業株式会社入社 平成19年3月 横浜支店(現、横浜営業所)建築部長 平成20年6月 執行役員、関東支店長 平成24年4月 常務執行役員、東京建築支店長、現在に至る 平成25年6月 取締役、現在に至る	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
10	※ 近藤 清一 (昭和35年9月6日生)	平成18年7月 株式会社みずほ銀行五反田支店長 平成20年4月 同行人事部長 平成22年4月 同行執行役員人事部長 平成23年4月 同行執行役員小舟町支店長 平成25年4月 同行常務執行役員営業担当役員 平成27年5月 前田建設工業株式会社顧問、現在に至る	5,000株
11	はん ぼやし とおる 半林 亨 (昭和12年1月7日生)	平成12年10月 ニチメン株式会社（現、双日株式会社）代表取締役社長 平成15年2月 日本国際貿易促進協会副会長 平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社（現、双日株式会社）代表取締役会長・CEO 平成16年6月 ユニチカ株式会社社外監査役、現在に至る 平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング社外取締役、現在に至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外取締役、現在に至る 平成23年6月 株式会社大京社外取締役、現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
12	わた なべ あきら 渡 邊 顯 (昭和22年2月16日生)	昭和48年4月 弁護士登録、現在に至る 平成元年4月 成和共同法律事務所(現、 成和明哲法律事務所)代 表、現在に至る 平成18年11月 株式会社ファーストリテイ リング社外監査役、現在に 至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外 取締役、現在に至る 平成19年6月 株式会社角川グループホール ディングス(現、株式会 社KADOKAWA・DW ANGO)社外監査役、現 在に至る 平成22年4月 MS&ADインシュアラン スグループホールディング ス株式会社社外取締役、現 在に至る 平成25年3月 ダンロップスポーツ株式会 社社外取締役、現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者関本昌吾氏は吹越台地風力開発株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に建設工事を受注するなどの取引関係があります。
3. 他の候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
4. 半林 亨および渡邊 顯の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は半林 亨氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 半林 亨氏につきましては、経営者としての長年の経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 社外取締役候補者が過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由について
渡邊 顯氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断します。
7. 現に社外取締役であるときの就任してからの年数について
半林 亨および渡邊 顯の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
8. 責任限定契約について
当社は、半林 亨および渡邊 顯の両氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、半林 亨氏および渡邊 顯氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定です。

第4号議案 監査役5名選任の件

現在の監査役5名は、本總會終結の時をもって全員任期満了となりますので、新たに監査役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
1	徳井 豊 <small>とく い ゆたか</small> (昭和23年4月25日生)	昭和47年4月 国税庁入庁 平成15年7月 同庁徴収部長 平成17年7月 社団法人日本租税研究協会 (現、公益社団法人日本租 税研究協会)専務理事 平成20年6月 前田建設工業株式会社社外 監査役(常勤)、現在に至 る	0株
2	和田 秀幸 <small>わだ ひで ゆき</small> (昭和26年8月8日生)	昭和51年4月 前田建設工業株式会社入社 平成14年4月 経営管理本部管理部担当部 長 平成17年1月 横浜支店(現、横浜営業所) 管理部長 平成19年1月 横浜支店副支店長 平成19年6月 総合監査部長 平成21年6月 監査役(常勤)、現在に至 る	3,000株
3	※ 小笠原 四郎 <small>おがきはら し ろう</small> (昭和33年1月25日生)	昭和55年4月 前田建設工業株式会社入社 平成17年4月 経営管理本部管理部総務グ ループ担当部長 平成20年6月 経営管理本部管理部総務・ 秘書グループ長 平成21年4月 経営管理本部管理部長 平成26年6月 経営管理本部理事、現在に 至る	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株 式数
4	まつ ぎき まさる 松 崎 勝 (昭和23年11月8日生)	昭和49年4月 横浜地方裁判所判事補(任官) 昭和52年4月 弁護士登録、現在に至る 昭和52年4月 桑田・松崎法律事務所 昭和64年1月 松崎法律事務所(現、松崎・鶴田法律事務所) 所長、現在に至る 平成19年6月 前田建設工業株式会社社外監査役、現在に至る	1,000株
5	き とう もと ひろ 佐 藤 元 宏 (昭和22年2月21日生)	昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所 昭和62年1月 新光監査法人社員 平成5年9月 中央新光監査法人代表社員 平成9年5月 中央監査法人評議員 平成17年9月 中央青山監査法人理事長代行 平成20年9月 新日本有限責任監査法人常務理事 平成23年6月 前田建設工業株式会社社外監査役、現在に至る 平成23年7月 佐藤元宏事務所所長、現在に至る 平成27年3月 株式会社不二家社外監査役、現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者松崎 勝氏と当社の間には、係属中の訴訟に係る委任契約があります。
3. 他の候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
4. 徳井 豊、松崎 勝および佐藤元宏の3氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者の選任理由について
- (1) 徳井 豊氏につきましては、豊富な見識で当社の経営執行の適法性について客観的な助言や指導をいただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 松崎 勝氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律実務経験から当社の経営判断に的確な法的助言をいただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (3) 佐藤元宏氏につきましては、公認会計士としての長年の経験と豊富な知識を当社の経営の監視に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 社外監査役候補者が過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について
 - (1) 徳井 豊氏につきましては、長年にわたり国税行政の実務経験を培われているとともに、会社財務・税務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - (2) 松崎 勝氏につきましては、弁護士として長年にわたり法律実務経験を培われているとともに、経営に関する幅広い知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 - (3) 佐藤元宏氏につきましては、公認会計士として長年にわたり会計監査の実務経験を培われているとともに、専門的知見ならびに企業会計に関する豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
 7. 現に社外監査役であるときの就任してからの年数について
徳井 豊、松崎 勝および佐藤元宏の3氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって徳井 豊氏は7年、松崎 勝氏は8年、佐藤元宏氏は4年となります。
 8. 責任限定契約について
当社は、松崎 勝および佐藤元宏の両氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、松崎 勝氏および佐藤元宏氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定です。さらに、徳井 豊氏および和田秀幸氏の再任、ならびに小笠原四郎氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、徳井 豊、和田秀幸および小笠原四郎の3氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

以上

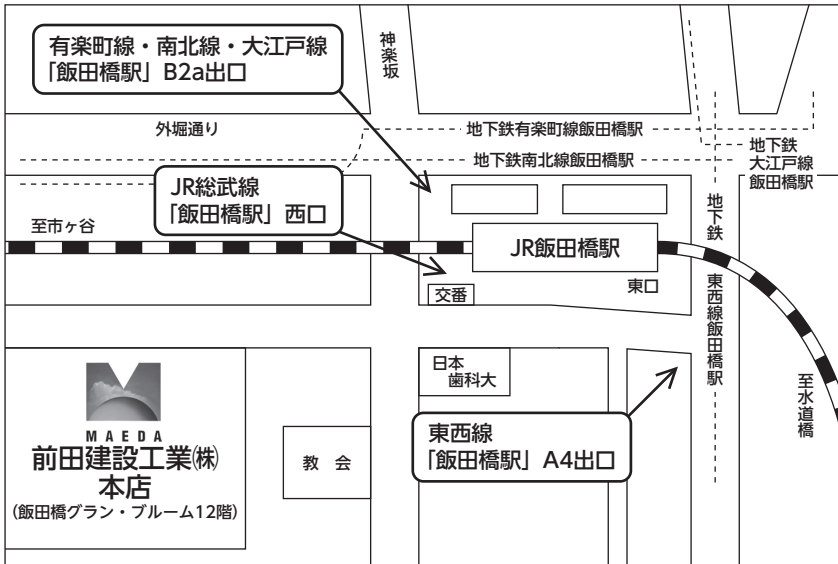
株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

当 社 本 店 電 話 03(3265)5551(大代表)

- ・ JR総武線「飯田橋駅」西口より徒歩1分
- ・ 東京メトロ

有楽町線 南北線	}	「飯田橋駅」
		B2a出口より徒歩2分
- ・ 都営地下鉄 大江戸線
- ・ 東京メトロ 東西線 「飯田橋駅」A4出口より徒歩5分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

